

役員等の報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぐりーんろーど(以下、「この法人」という。)の役員及び各種委員会の委員の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 各種委員会の委員とは、理事会において設置することを議決され、理事長により委嘱された委員のことをいう。

3 報酬は、この法人と委任関係にある役員及び委員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせてこの法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員の実務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、この法人及び事業所のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が理事会及び評議員会(出席)以外の日において、この法人及び事業所の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 交通費の実費が実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて監事業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

る。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、この法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、実費とする。

（苦情対応第三者委員の勤務報酬等）

第 6 条 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて苦情対応第三者委員に係る業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 苦情対応第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、この法人及び事業所に係る苦情対応の業務にあたった場合は、別表 2 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（委員の報酬等）

第 7 条 理事会の議決を経て理事長より委嘱された委員（以下、「委員」という。）が理事会及び評議員会に出席したときは、別表 1 により 1 日分の報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。また、同日にあわせて委員会業務を行った場合であっても、本条次項の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

- 2 委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、この法人及び事業所に係る委員会業務にあたった場合は、別表 3 により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

（出張旅費）

第 8 条 役員及び委員が、この法人の業務のため県外出張する場合は、別表 4 により報酬及び旅費等を支給することができる。

- 2 旅費は、実費とする。
- 3 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給することができる。
- 4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費などは原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後清算することができる。

(理事長が出席を求めた者への報酬等)

第9条 理事長が出席を求めた者が、理事会及び評議員会並びにこの法人が主催する会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(適用除外)

第10条 職員を兼務する役員は、この規程を適用しない。

(情報公開)

第11条 決算報告書には、評議員及び役員等への報酬支払額を明示し、定時評議員会で承認を得た結果をこの法人のホームページで公表するものとする。

(改正)

第12条 この規程を改正する必要があるときは、評議員会の決議を経なければならない。

附則 この規程は、平成29年6月17日から施行する。

別表 1 (理事会・評議員会への出席)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事会出席報酬等	1日10,000円	3,000円
評議員会出席報酬等	1日10,000円	3,000円
理事会・評議員会に出席 する監事の報酬等	1日10,000円	3,000円
理事長が出席を求めた者	1日 5,000円	3,000円

別表 2 (理事・監事・委員の法人業務)

名 称	報 酬	実費弁償費
理事長業務報酬等	月額30,000円	交通費実費
理事業務報酬等	時給 1,200円	交通費実費
監事監査指導報酬等	1日15,000円	3,000円
非常勤理事長 業務執行報酬	1日15,000円 (月10回限度)	交通費実費
非常勤理事 業務執行報酬	1日15,000円 (月6回限度)	交通費実費
委員会業務	時給 1,200円	交通費実費

別表 3 (委員会業務)

名 称	報 酬	実費弁償費
苦情対応第三者委員	1日 5,000円	3,000円
企画開発委員	1日 5,000円	3,000円
法人内部監査委員	1日 5,000円	3,000円
評議員選任・解任委員会	1日 5,000円	3,000円

別表 4 (出張)

名 称	報 酬	実費弁消費
理事長	1日10,000円	交通費実費相当
理事	1日10,000円	交通費実費相当
監事	1日10,000円	交通費実費相当
委員	1日10,000円	交通費実費相当